教育

部活動を理由とした指定校の変更ができます

来年度、就学予定の市立中学校に希望する部活動がない場合、希望する部活動のある自宅から最も近い中学校への就学を認めます。

10月上旬に学校から6年生児童に通知文を配付します。希望する場合は、在学する小学校へご相談ください。

※部活動地域移行の状況により、制度が変更となる場合あり

※通学途上の安全確保は保護者の責任です

※自転車通学不可。徒歩または公共交通機関を使用

申込・問合先　学校教育課　☎06(6902)7107

市立小学校の就学時健康診断

7年4月に市立小学校へ入学予定の児童を対象に、就学時健康診断を行います。

対象児童には、10月中旬に通知書を発送します。届かない場合はご連絡ください。

とき・ところ　左表参照

科目　内科、歯科、視力など

持ち物　就学時健康診断票（事前に記入）、母子手帳

問合先　教育総務課　☎06(6902)6413

就学予定小学校	とき	ところ
大和田・門真みらい	10月21日(月)	保健福祉センター
二島・水桜	10月30日(水)	
門真・速見・北巣本	10月31日(木)	
沖・上野口・東	11月14日(木)	
四宮・古川橋・五月田	11月18日(月)	

※健診は午後２時から
※受付は午後１時45分～３時

外国籍の子どもの小・中学校への入学について

外国籍の子どもで、2025年4月に市内小・中学校へ入学したい人は、申し込みをしてください。

門真市に住所のある子どもは、10月はじめに保護者へ手紙を送ります。

入学できる人

○小学校…2018年4月2日～2019年4月1日生まれの人

○中学校…2012年4月2日～2013年4月1日生まれの人

※門真市の小学校を卒業する人は申し込みはいりません。他の市町村の小学校などを卒業する人で、新しく門真市の中学校へ入学をしたい人は申し込んでください。

持ち物　在留カード、パスポート

申込・問合先　学校教育課　☎06(6902)7107

年金

年金の相談はねんきんダイヤルへ

相談の際は基礎年金番号をご準備ください。

受付時間

○月曜日…午前8時30分～午後7時

○火～金曜日…午前8時30分～午後5時15分

○第2土曜日…午前9時30分～午後4時

※祝日、年末年始を除く

相談先　ねんきんダイヤル（ナビダイヤル・有料）☎0570(05)1165

※050で始まる番号からかける場合は☎03(6700)1165

防犯

10月11日～20日は「秋の地域安全運動」

スローガン　みんなで力をあわせて安全・安心まちづくり

重点目標

○子どもと女性の犯罪被害防止

○特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止

○万引きの被害防止

◆**秋の地域安全運動決起キャンペーン**

防犯教室を実施します。

とき　10月11日(金)午前10時から

※雨天中止

ところ　京阪古川橋駅南側ロータリー

主催　門真市防犯連合協議会

問合先　門真警察署生活安全課　☎06(6906)1234

労働

働く意欲がありながら就職が困難な人へ

雇用や就労につなげることを目的としたアドバイスや支援を専門のコーディネーターが行います。

とき　月・水・金曜日　午前9時30分～午後4時30分

※祝日を除く

ところ　地域就労支援センター（人権市民相談課内）

相談方法　電話または面談

※面談は事前に電話で予約

※就職のあっせんは不可

予約・相談・問合先　地域就労支援センター　☎06(6902)6079

大阪府最低賃金改正のお知らせ

10月1日から大阪府最低賃金が時間額1114円に改正されます。

問合先　大阪労働局賃金課　☎06(6949)6502

ご存じですか 中小企業退職金共済制度

中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。

国の掛金助成を受けられ、掛金は全額非課税です。外部積立型のため管理しやすく、人材の定着にもつながります。パートタイマーや家族従業員も加入できます。ほかの退職金・企業年金制度などとの資産移換も可能です。

問合先　勤労者退職金共済機構　☎03(6907)1234

議会

決算特別委員会

とき（10月）・審査内容

○7日(月)…認定第1号（総務関係、財産調書、建設関係及び文教こども関係（教育部））

○15日(火)…認定第1号（民生関係及び文教こども関係（こども部））並びに議案第54号及び認定第2号（上水道関係）並びに議案第55号及び認定第3号（下水道関係）

○21日(月)…認定第1号（総括）

○28日(月)…予備日

傍聴受付場所　議会事務局（市役所本館4階）

※会議は午前10時から。傍聴の受付は午前9時30分から

※日時は都合により変更となる場合あり

問合先　議会事務局　☎06(6902)6978

上下水道

下水道整備区域の拡大

10月からくみ取り便所の水洗化や浄化槽の廃止が可能となる地域が広がります。

対象区域　千石西町、千石東町、島頭4丁目、打越町

下水道使用料の負担

下水道の整備後は、水道使用量に応じた下水道使用料の負担が必要です。本料は下水道施設の維持管理費として使われます。

※水洗トイレに切り替えていない家庭でも、雑排水が下水道管を通り処理場で浄化処理された場合、使用料が必要

水洗化は3年以内に

下水道が使えるようになってから、3年以内にくみ取り便所を水洗化するよう義務付けられています。

問合先　お客さまセンター　☎06(6903)2122

消費生活

消費生活講座 物流の2024年問題について～持続可能な物流の実現に向けて、消費者にできること～

とき　10月24日(木)　午前10時～11時30分

ところ　くらしの相談窓口（そよら古川橋駅前3階）

対象　市在住の人

申込方法　電話または電子フォームから申し込み

申し込みはこちら

国民生活センターをかたった電話やハガキに注意

事例①　国民生活センターの職員を名乗る人物から「通信事業者からあなたの個人情報が漏洩したことが分かった。こちらで個人情報の削除依頼をする」という電話がかかってきた。

事例②　国民生活センター「紛争問題解決通知」と書かれたハガキが送られてきた。「未納料金があり、管轄裁判所が控訴申請を受理した。このまま連絡がなければ出廷となる」などと書かれているが、全く心当たりがない。

助言　公的機関を騙って個人情報や金銭をだまし取ろうとする手口です。国民生活センターは実在する機関ですが、個人情報の流出の調査や削除、未納料金の控訴に関する業務は行っておらず、このような電話をかけたりハガキを送ることは絶対にありません。対応せず無視してください。

申込・問合先　門真市消費生活センター　☎06(6902)7249

特定計量器の定期検査

計量法に基づく特定計量器の定期検査を10月に実施します。対象調査地区には9月に「大阪市計量協会」よりハガキでお知らせしています。

対象　次のいずれかで使用する計量器

○商店、スーパーマーケットなどの計量販売

○工場、事務所などの材料の購入、製品の販売出荷用

○病院などの健康診断に使用する体重計

○薬局、病院の調剤用

○宅配便

○学校、幼稚園、保育所などの健康診断に使用する体重計

※対象の計量器を使用していてハガキが届かない場合は問い合わせ

※計量士による検査を受けている場合や適正計量管理事業所の計量器は免除

指定定期検査機関　大阪市計量協会　☎090(9870)5884

問合先　門真市消費生活センター　☎06(6902)7249

10月10日(木)に振り込み　児童手当・特例給付10月期（6月～9月）分　※児童手当改正について詳しくは市ホームページ参照　こども政策課　☎06(6902)6186